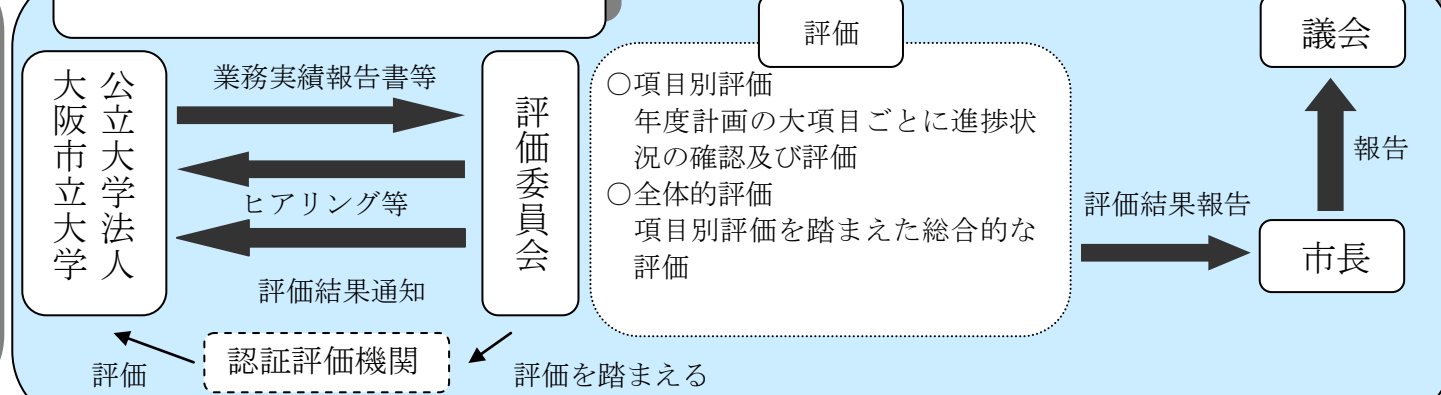


# 第一期中期目標期間公立大学法人大阪市立大学の業務実績に関する評価結果(概要)

## 評価にあたって

- 地方独立行政法人法第30条の規定により、第一期中期目標期間の業務実績評価を実施
- 地方独立行政法人法第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる
- 法人の自律性、大学の教育・研究の特性に配慮
- 中期目標の達成に向けた中期計画の進行状況を確認し、わかりやすく社会に提示
- 法人運営の改善・向上に資するべく、総合的・客観的に評価

## 評価の流れ



## 項目別評価: 各項目とも、目標の達成状況は「良好である」

### 1 教育研究等の質の向上を達成するための措置

- 【教育】**
- オープンキャンパス、進学ガイダンス等による優秀な学生を確保するため取組や大学院を中心とした社会人教育の強化
  - ※総合大学の強みを活かしたカリキュラム等の検討やニーズに合った社会人教育の充実が必要。
- 【研究】**
- 国際的評価の高い研究（都市研究プラザでの国際ジャーナルの発行、複合先端研究機構における人工光合成による次世代エネルギー研究の成果など）
  - ※研究経費にかかる内部資金のあり方、女性研究者への支援体制の強化が必要。
- 【社会貢献】**
- 市民への知の還元（公開授業、市民講座の開催）
  - 産学連携活動の推進（大阪府立大学との産学官連携共同オフィス開設、大阪府・和歌山県・奈良県の各中小企業同友会と産学地域連携基本協定の締結など）
  - ※公立大学の役割として、地域貢献へのさらなる取組強化が必要。
- 【附属病院】**
- 高度先端医療拠点として地域医療との連携（肝疾患診療連携拠点、がん診療連携拠点病院、認知症疾患医療センターの指定）
  - ※管理会計システムの効果的な活用による経営改善の取組が必要。

- ：主な取組事項
- ※：主な意見・指摘事項

### 2 業務運営の改善及び効率化に関する措置

- 5推進本部（教育・研究・地域貢献・産学連携・国際化戦略）による全学的な運営体制の整備や特任教員や任期付教員制度、キャリアスタッフ制度による人件費の縮減、戦略的予算配分の実施
- ※教員と職員の役割分担を明確にし、大学の活性化に資する職員の人材育成が必要。

### 3 財務内容の改善及び効率化に関する措置

- 各種外部資金獲得の取組強化や、法人会計移行に伴う複数年契約等による経費の削減
- ※各種資金について活用方針を明確にした計画的な執行が必要。

### 4 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する措置

- 全学評価委員会、各学部学科における評価委員会を設置し、自己点検・評価のための「大阪市立大学における評価の考え方」を策定
- ※可能な限り数値指標を設定し、その成果を目標とする内容の検討が必要。

### 5 その他業務運営に関する措置

- 内部監査室の設置、各種規定策定によるコンプライアンスの確立
- 大学ホームページや大学広報室設置など広報体制の強化
- ※情報発信の強化による大学活動のアピールが必要。

## 全体的評価: 中期目標の達成状況は、 全体として良好である

- ・法人化のメリットを生かしながら、効率的、円滑な業務運営を行い、5つの推進本部を設置し教育・研究・地域貢献・産学連携・国際戦略の組織的取組を推進した。他方で、大阪市の市政改革基本方針により平成22年度まで、運営費交付金が削減された結果、大学の様々な事業や施策に少なからず影響を及ぼしてきていることが認められる。受託研究・共同研究の促進や、文部科学省の競争的外部資金の獲得、「はばたけ夢基金」を設置するなどの自助努力に努めているが、これに加えて、事業や施策の優先順位を明確にしていくことが求められる。
- ・評価業務の趣旨、目的は、評価を通じて、目標・計画の進捗状況を確認するとともに課題を認識し、大学の活性化につなげていくことにある。第二期中期計画の策定に際し、今後重点的に取り組む事項と、その達成を通じて到達する将来像について『第二期中期計画に示す「新・市立大学」』としてとりまとめたことは、委員会として評価したい。
- ・権限と責任を明確にし、理事長兼学長のリーダーシップによる、組織としてのガバナンス機能を十分に発揮しながら、法人・大学の運営に努められることを希望する。